

会報 えびめ

第136号



えひめけん とちか おくちょうさしかい
愛媛県土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。



□新年の御挨拶

愛媛県土地家屋調査士会 会長	山本明宏	2
松山地方法務局長	吉川隆	3
愛媛弁護士会 会長	高橋直人	4
愛媛県司法書士会 会長	池田誠治	5
愛媛県行政書士会 会長	山本大樹	6
日本土地家屋調査士会連合会 会長	岡田潤一郎	7

□各部便り

総務部	総務部長	河本浩志	9
財務部	財務部長	中川清貴	10
業務部	業務部		11
研修部	研修部長	平塚信二	13
広報部	広報部長	伊藤大繕	15
社会事業部	社会事業部長	藤永守	16
境界問題相談センター愛媛	センター長	徳永哲	18

□支部便り

松山支部	松山支部長	栗山純造	19
西条支部	西条支部長	上野直行	21
四国中央支部	四国中央支部長	真鍋佳広	23
今治支部	今治支部長	達川竜太郎	24
大洲支部	大洲支部長	信宮靖	25
宇和島支部	宇和島支部長	毛利潤也	26

□退会のことば	元土地家屋調査士	浅井輝夫	27
---------	----------	------	----

□会員コーナー Voice

末光健二氏黄綬褒章受章記念祝賀会（報告）			
..... 愛媛県土地家屋調査士会 副会長	入船和仁	28	
第32回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会報告			
..... 広報部長	伊藤大繕	29	
上浮穴高校課外授業について			
..... 松山支部 副支部長	小島裕介	31	

□会員事務所訪問	編集委員	神野峰好	33
		栗田祥太	34

□入会のことば		新入会員	35
---------	--	------	----

□平成29年度土地家屋調査士試験問題（抜粋）			37
------------------------	--	--	----

□事務局便り 会員の異動		事務局	39
--------------	--	-----	----

□編集後記		会報編集委員	40
-------	--	--------	----

新年の御挨拶



年頭挨拶

愛媛県土地家屋調査士会 会長 山本明宏

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな初春を迎えられた事と思います。今年も宜しくお願いします。

旧年中は会員の皆様に会の運営と活動に対し深いご理解とご協力いただいたことに感謝し厚くお礼申し上げます。

昨年の総会において会長を拝命し、約8ヶ月が過ぎました。重点目標である一体感のある「Team 愛媛の体制作り」のため役員一同動き回っている毎日です。

昨年を振り返りますと、愛媛県は大いに盛り上がった一年だったと言えます。特に3点あげるとすると、一つ目は、「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体・えひめ大会」が開催されたことです。国体で愛媛県は目標としていた天皇杯・皇后杯の獲得とはなりませんでしたが、共に2位と過去最高の成績を収めることができました。

二つ目は、第74回日本土地家屋調査士会連合会の会長選挙において、当会の岡田潤一郎会員が選任されました。岡田連合会長の今後益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げますと共に、当会もこれまで以上に連合会と連携し、調査士制度の発展のため協働していく所存でございます。

三つ目は、末光健二会員が春の褒章におきまして、黄綬褒章を受章されました。末光会員は、これまで37年間業務に精励され、役員としても26年の多年に渡りご尽力頂き、会員の模範となり調査士業界を牽引して下さいました。これからもお体にご留意頂き、引き続きご指導のほどお願いいたします。

さて今年は、重点目標を実現するための年にしたいと考えています。

具体的には、まず、資格者代理人である土地家屋調査士のブランドを今以上に画一する方策を考えたいと思います。これを実現するためには、会員の会に対する帰属意識が必要ですし、倫理観、特に職業倫理を向上させる必要があります。そのためにも研修が重要です。

次に、会員の質の向上と役員育成の方策を検討したいと思います。これを実現するため、たとえば会員の事務所体系、調査士としての働き場所改革についても検討したいと思います。

また、私が考える現代の調査士三種の神器、①世界測地系による測量図の作成、②オンライン登記申請、③境界紛争解決能力を身につける必要があります。そのための、能力担保のための方策を検討いたします。

こうした取組を通じて、一体感のある「Team 愛媛の体制作り」に込められた思いを形にしていくため、調査士の無限の可能性を信じ、調査士が有する潜在力を最大限に引き出しながら、会員の皆様とともに「Team 愛媛」の実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとりまして、希望に満ちたすばらしい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



❀ 新年の御挨拶 ❀

松山地方法務局長 吉川 隆

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会及び会員の皆様方におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

貴会及び会員の皆様方には、日頃から登記行政を始めとする法務局の業務運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。取り分け、「全国一斉！法務局休日相談所」の開設に当たりましては、本年度も御協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、登記所備付地図の整備は、法務局における最重要課題であり、昨年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」等にも明記されるなど、その重要性は、各方面に広く認識されています。当局におきましては、本年度、松山市素鷲地区（松山市小坂一丁目ないし五丁目及び日の出町の全域）（2年目作業）に続き、松山市東雲・八坂地区（1年目作業）において地図作成作業を実施しているところです。この作業においては、土地家屋調査士の皆様の高度な専門知識と技術が必要不可欠でありますので、作業の完了に向けて、引き続き御協力をお願いいたします。

また、近時、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これが、いわゆる所有者不明土地問題や空家問題の大きな要因の一つであるとの指摘がされています。このような状況の中、相続登記を促進するための制度として、昨年5月29日から、「法定相続情報証明制度」が開始されました。当局においては、この制度をより多くの方に利用していただき、相続登記の促進につなげるため、愛媛県司法書士会及び愛媛県土地家屋調査士会との三者連名によるリーフレットを作成し、これを金融機関や市町の窓口へ備え付けるなどの広報等を行っています。引き続き、貴会と連携しながら各種取組を実施していきたいと考えておりますので、今後とも御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、筆界特定制度は、制度の発足から12年を迎えようとしていますが、会員の皆様方には、筆界調査委員として筆界紛争の解決に御尽力いただいているところであり、その御労苦に感謝申し上げます。また、土地の境界をめぐる紛争は、筆界に限らず、所有権の及ぶ範囲についての紛争も含め、総合的な解決が求められていますので、法務局の筆界特定手続と土地家屋調査士会の境界問題相談センター（ADR）との緊密な連携につきましても、引き続き御協力をお願いいたします。

そのほか、オンライン登記申請の利用については、皆様方の御理解と御協力により、その利用率が徐々に上昇している状況にあります。当局では、これからも利用者のニーズを把握し、より利用しやすい様々な方策を講じて、更なるオンライン申請の利用促進に取り組んでいく所存でありますので、貴会及び会員の皆様方におかれましても、引き続きオンライン申請の拡大と積極的な利用をお願い申し上げます。

最後に、本年も土地家屋調査士の皆様方が、より一層活躍されることを期待いたしますとともに、愛媛県土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

新年の御挨拶



❀ 新年のご挨拶 ❀

愛媛弁護士会 会長 高橋直人

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様方には従来より当会の諸活動にご協力いただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

私自身、1期2年間という短い期間ではありましたが、昨年度までは境界問題相談センター愛媛の運営委員として貴会の活動に関与させていただいたことで、運営委員を離れた現在でも貴会及び会員の皆様に対しては言い得ぬ親近感を覚えております。

加えて、運営委員会の延長の懇親会の席では、松本前会長と共通の趣味であるボクシング鑑賞の話題等で盛り上がり、楽しい時間を過ごさせていただきました。格闘技の話題で盛り上がる相手が身近にいない中、松本前会長と過ごさせていただいた時間は大変貴重でした。また、山本現会長とも懇親会での会話の中で、毎年夏頃に行われる貴会と当会の若手会員相互間の懇親会の発案、実行に結びつき、本年度は空き家対策の勉強会に一段階発展したとうかがっておりますので、今後も、貴会と当会の良好な関係が維持・発展していくことを切に望んでおります。

土地家屋調査士と弁護士が連携をする場面は、従来は個別の境界紛争等の場面に限定されており、個人と個人の繋がりでしかありませんでしたが、平成16年11月19日に成立し、平成19年4月1日から施行された裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(いわゆるADR法)を契機に貴会が境界問題相談センター愛媛を設立することとなり、弁護士会がその運営に関わることで、組織としての繋がりができました。ただ、現時点では、未だ境界問題相談センター愛媛に関わる当会の会員も少数にとどまっておりますので、今後は、上記の懇親会や勉強会等を通じて、土地家屋調査士と弁護士の更なる連携ができればと望んでおります。

他方で、ADRは既に生じている紛争を裁判類似の手続によって解決するものであるため、本来的には弁護士固有の業務であり、その意味でADR法は弁護士法72条の例外として位置付けられております。このようなADRの位置付けを考えると、貴会において認証を受けた正式な手続である境界問題相談センター愛媛を運営し、各会員がADRに関心を持っていただくことは、徒に闇で紛争を解決することを防ぐ面もあるのではないかと考えられます。

各士業の間では、その業務範囲についてそれぞれ主張する見解が異なること等から、利益を優先して確信犯的に自らの業務範囲を超えた業務を行う例も見受けられると聞き及んでおりますが、このような士業間での業務の境界で争いが生じることはお互いにとって不幸な事態となりますので、今後とも、相互理解に努め、愛媛県土地家屋調査士会と愛媛弁護士会との間には、「境界問題」が発生しないことを祈願させていただくとともに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。



❀ 新年のごあいさつ ❀

愛媛県司法書士会 会長 池田 誠 治

新年明けましておめでとうございます。新しい年を迎えて、愛媛県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より日々の業務をはじめ、支部においても本会事業においても、土地家屋調査士の皆様方と当会会員の協力体制が整っており非常に有り難く、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、私どもの主たる業務は登記申請手続きであります。昨今は売買や抵当権設定登記の受託事件は減少傾向ですが、相続を原因とした登記手続き業務が多くなっております。しかしながら、以前は相続が発生しますと、相続人間で不動産の取り合いが生じていましたが、最近では不動産の押し付け合いが生じ、特に農地や山林については管理コストの面から受け手が決まらないために相続が進まない現象が発生しております。不動産に関する関心が世代間で相当ギャップがあり、年々相続登記業務に変化が出てきております。

その際、問題になるのが未登記家屋の取り扱いをどうするかです。相続はしますものの、未登記のままが良いのか、不動産登記法に基づき表題登記を促すべきか、悩ましい問題が、特に資産価値との問題で生じますが、登記手続きの担い手である我々自身が登記の重要性を訴えていくことが必要だと考えておりますので、皆様と共にしっかりと取り組んで参りたいと存じます。

さて、近年、若手の司法書士は、不動産登記分野から訴訟業務や特に成年後見分野の方に業務の比重が移ってきております。ご存知のとおり、当会では成年後見部門として、成年後見センター・リーガルサポートえひめを立ち上げ、認知症や知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の各種契約や財産管理などを会員が後見人等となって対応しております。

司法書士が担うのは、本人支援として、裁判所に提出する申立書の作成や必要書類を取り揃える業務をサポートするところから、自らが成年後見人等として、本人の財産や権利を守り、また、本人の自己決定の尊重と本人保護の調和の観点から、単に財産を管理するに止まらず、本人の生活を支えること（身上配慮義務）が役割とされています。また、昨年度制定された成年後見制度利用促進法の理念に基づく環境整備の活動にも携わっております。本成年後見制度の司法書士の取り組みにつきましても、何卒、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

昨今、オンライン申請利用促進が叫ばれておりますが、司法書士会としましては、登記供託分野だけでなく、裁判手続き等においてもIT化が叫ばれており、その対応についても検討をしているところであります。世界的な流れを見ましてもAIによって社会が変わってきております。来年度からスタートされるであろうオンライン申請資格者代理人方式をはじめ、IT技術の進歩は、自己変革を迫られているのだらうと捉えておりますので、今後とも貴会会員の皆様のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が、皆様にとって健康で楽しく有意義な一年であることを、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶



❀ 年頭挨拶 ❀

愛媛県行政書士会 会長 山本大樹

明けましておめでとうございます。

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、おだやかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より行政書士制度に対するご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

この度、貴会山本明宏会長よりお声掛けいただきまして、貴会会報の新年号に寄稿させていただくことになりました。同じ山本姓で同じ南予（出身）と言うご縁もあって、こういった機会を頂戴できたのかなと嬉しく感じておりますが、同時に何を書けばよいか非常に悩んだお申し出でもございました。ですが、何はともあれ昨年、貴会会員の末光健二先生が黄綬褒章を授章されましたことに、心よりお慶び申し上げます。また、同じく昨年6月の日本土地家屋調査士会連合会会長選挙において、同じく貴会の岡田潤一郎先生が連合会長に就任されたことについてもお祝い申し上げます。両先生ともに、行政書士会の会員でもあるということで、大変誇りに感じております。お二人の益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、これからもご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、行政書士は日頃、「許認可申請」を主たる業務としておりますが、行政書士だけでは完結しない業務も少なからず存在し、日頃より他士業の皆様にご協力をいただきながら日々の業務を進めております。私も、前職が測量設計だったこともあり、開発行為許可、農地転用などを多く取り扱っておりますが、開発許可に面積要件があって分筆が必要なケースや、農地転用で地目変更が必要なケースでは、土地家屋調査士の皆様にご協力をいただいておりますし、土地の権利設定や移転が必要になれば司法書士の皆様にもお願いしております。

このように行政書士は、日頃より他士業の皆様と密接に関わりながら業務をしております。土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、今後とも行政書士制度に対してご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、約三年前に貴会と当会の音頭によって始まった士業親睦ゴルフコンペも、持ち回りの幹事会が一周し、二周目に入りましたが、県内士業団体の親睦交流の場として発展継続していくよう、これからも共に協力し、盛り上げていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今年が貴会会員の皆様にとって実り多き発展の年となることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



❀ 新年のご挨拶 ❀

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

愛媛県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

まずはじめに、昨年6月の連合会長選挙に際しましては、地元の皆様に多大なご心配とご協力をお願いさせていただきましたこと、改めて感謝申し上げます。おかげさまで、連合会長として「会報・愛媛」に寄稿できる幸せを噛みしめています。

さて、昨年も多く多くの災害が発生いたしました。日本の織りなす自然は、美しく優しい表情ばかりではない事を再認識させられる一年でもありました。被害に遭われた皆様には、この場をお借りしてお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災をはじめとした復旧途上の被災地も含めて、復興にご尽力いただいております事、感謝申し上げます。

ところで、昨年8月末に土地家屋調査士試験が実施されましたが、受験申込者数が19年ぶりにプラスに転じました。わずか179名(3.4%)の増加ではありますが、他の多くの士業団体が受験者減少に悩むなか、愛媛会にも対応いただきました寄付講座開講等の取組みといった協力をいただきながら、傾向と対策を練り、ターゲットを絞ったうえでの広報活動の成果だと分析しています。私たちの業務が社会に対して重要かつ有用であり、やりがいやステータスを伴うものであることを、引き続き、「境界紛争ゼロ宣言!!」の旗標の下に、発信していこうと考えています。

また、昨年5月29日から実施された法定相続情報証明制度については、愛媛会にも周知しましたように、相続登記促進という制度創設の趣旨から、私たち土地家屋調査士においても職務上請求書により戸籍謄本等を取得し、法定相続証明の申出が可能であるという整理がされています。

さらに昨今、社会的に大きな注目を集めている所有者不明土地問題に対し、連合会も多くの検討会・勉強会に積極的に参画し、様々なメディアからの取材要請にも対応するとともに、国民の皆様の要望事項を土地家屋調査士の視点から提言を行いつつ、特別措置法案等の情報に対しスクランブル体制を維持し、しかるべき準備を怠ることなく備えているところであります。そして、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能とするため、申請代理人を土地家屋調査士に限定された「筆特活用スキーム」について、社会のツールとして定着するよう積極的な活用をお願いするところです。

そして近い将来、オンライン登記申請における「資格者代理人方式」の導入も予定されており、積極的な対応をお願いさせていただくところです。

社会環境の変化は、想像以上のスピードです。不動産登記の世界にマイナンバーを紐つける日も遠くないかもしれません。QZSSを利用した衛星測位と測位精度のあり方の議論も必要です。さらには、官民データ活用推進基本法に伴うオープン構想の議論と実践や経済産業



新年の御挨拶

省提唱のブロックチェーンの技術研究と利活用対応も迫られます。そのためにも全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携し、行動指針を整えていきたいと考えていますが、愛媛会のみなさまにおかれましても、政治連盟の必要性・重要性に対し、更なるご理解とご協力をお願いします。

最後に、新しい年が、愛媛県土地家屋調査士会の皆様にとりまして、明るく希望に満ち溢れた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。





総務部便り

総務部長 河本浩志

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。

また、日頃から本会の会務運営にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、年始のご挨拶としては相応しく無い内容とは思いましたが、ご報告としてお知らせさせていただきます。

去年は会への問い合わせが多い一年でした。

確かに一方的に自論をおっしゃる方もいらっしゃいましたが、多くの方のお話の内容は、「私の知らない間に事が進んで行っている。」「私が思っていることと違う内容になっている。」という事をおっしゃっている事実もあります。

色々な方のお話を聞いていると説明が足りていれば、相手方（依頼者・隣接関係者等）とのコミュニケーションを密に取っていたら誤解を招くこともなかったかも？と思われる案件が多くありました。

土地家屋調査士は専門家として相手方にわかりやすい言葉で内容を説明する責任があります。

私も明日は我が身との思いで身を引き締め業務を遂行していきたいと思っておりますので、皆様におかれましても更に身を引き締め業務を遂行していただきたいと思えます。

また、会務においても皆様にご迷惑をかけないように、更に精進し身を引き締め邁進したいと思っております。

本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい年が皆様にとって幸多き素晴らしい一年でありますよう心からお祈り申し上げます。

今年もまた取り留めの無い話となってしまいましたが、年頭のご挨拶とさせていただきます。



財務部便り

財務部長 中川 清 貴

新年あけましておめでとうございます。

財務部長をさせていただきます、大洲支部の中川です。

昨年のこの場では、愛媛県土地家屋調査士会に所属する会員の年齢の割合を基に、当会会員の高齢化について書かせていただきました。会の予算執行を行うにあたり、会員数の減少による会費収入の減少は、予算執行に直接影響しもっとも懸念されることです。

しかし、当会において高齢化しているものは会員の年齢だけではないということ、会務を行う中で最近感じています。

それは、調査士会事務内の設備や備品等についてです。

現在、本会が入っている愛媛県土地家屋調査士会・司法書士会合同会館を平成11年に新築してから18年が経過しており、平成27年には合同会館の大規模修繕を行いました。

また、昨年6月には、愛媛県土地家屋調査士会の単有部分である合同会館3階の、不調であったエアコン等空調設備の改修工事と事務局内の蛍光灯をLEDに取り換える工事を行いました。

さらに、備品等でもシュレッダーや自動紙折り機が不調ということで、買換えをさせていただきました。

このように多くの設備や備品等にも、経年劣化による不具合が生じるようになり、今後その対応に予算を割いていかなければならなくなります。現時点でも、会館内フロアの絨毯の汚れが目立つため張替を検討していますし、備品等でも重要書類を保管するための施錠可能な金庫が不足しており購入の必要がある状況です。

来年度以降、これらの対応を検討する中、その他の高齢化していくものについても気をつけて、愛媛県土地家屋調査士会の運営及び事業活動をしっかり行える予算組みをしていきたいと思っておりますので、会員の皆様におかれましては、本会へのご理解とご協力をお願い致します。



日本土地家屋調査士会連合会
広報キャラクター「地識くん」



業務部便り

業務部

新年、明けましておめでとうございます。

今年は、業務部全員で会報を寄稿させていただきました。

最初は江口朋宏です。

本会理事になってはや三期目となりました。今回は土地家屋調査士の業務について自分が理事をしている間に起こった、又は起りそうな出来事についてお知らせしておこうかと思えます。

まず、改定 93 条調査報告書です。昨年度様式について大きな改定が行われました。会員の皆様も慣れてきたころではないかと思えます。現在大きな問題は起こってないと思っていますが、何かあれば本会までお寄せいただければと思えます。

次に、オンライン申請です。現在、連合会において完全オンラインを目指して動いていただいています。いつかとははっきりしていませんが、委任状も資格者代理人の電子署名があれば原本とみなしてもらえようになります。これを機にまだオンライン申請を行っていない会員の皆様も今一度挑戦していただければと思っています。

最後に「土地家屋調査士カルテ map」です。皆様にはまだ聞きなれないことだと思えますが、連合会とゼンリンが開発しているシステムです。始まったばかりなので、自分も詳細を説明することができないのですが、分かり次第、皆様に情報提供していければと思っています。

続いて、古本定伸理事です。

数年前の秋頃、作業員二人で山へ測量に行った時の出来事です。

登山中に突然、私の太ももに激痛が走りました。何が起こったのか全く分かりません・・・どうせ変な虫にでも刺されたか何かだろうと思ひ、気にせず、登山を再開。そして、太ももに違和感を感じながら、あっという間にその日の作業終了！！

一週間後、同じ山で作業をしていると、山頂付近で突然の嵐（暴風雨及び雷）、急いで下山しよう！！その直後、またもや同じ太ももに激痛が走りました。今回は、周りに変な虫（今まで見たことがない）が数匹飛んでいたもので、これか——っ！！

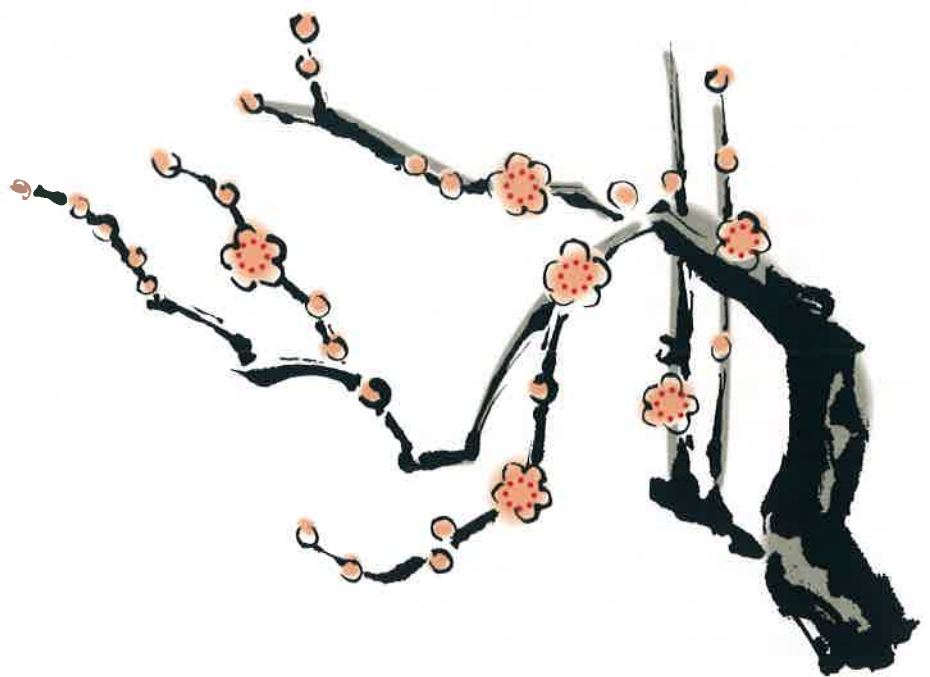
そして間もなく、頭のとっぺんから足のつま先まで、全身がかゆくなり（全身に毒が回ったような感じ）、唇が腫れて痺れ始めました。嵐のせいかどうか分かりませんが、突然、悪寒も感じ始めましたので、これはやばい！！と思ひ、がむしゃらに 40 分ぐらいかけて下山しました。救急車で救急病院に行き、医者診断は、蜂？？？によるアナフィラキシーショック症状でした。

という事で山に出かけるときは、何が起るか分からないので十分な注意が必要です。

続いて、竹内匡理事です。

本会理事に就任し 2 期 3 年目、私が所属しております大洲支部以外の土地家屋調査士の先輩方の知り合いが増え、その先輩方から色々な話を聞き刺激を受け、また自分の勉強不足に改めて気づいたり、土地家屋調査士となって一番自分が成長した 3 年間であったと思ひます。

これも皆様のご指導の賜物です。
今後も日々の勉強を怠らず、さらに皆様のお役に立てるよう会務に励む所存ですのでよろしくお
願い致します。





研修部便り

研修部長 平塚 信二

会員のみなさま、新年明けましておめでとうございます。

今年度4年ぶりに理事となり、研修部を担当させて頂いております平塚です。本年は役員改選やえひめ国体が開催されたこともあり、研修会の開催が遅くなりましたことをまずお詫び申し上げます。また研修に先だって、実施させて頂いたアンケートに沢山の回答を頂きありがとうございました。

この場をお借りし、回答頂いたアンケートの一部をご紹介します。まず研修内容についてはご意見が多かった順に、①周辺法令（農地法・開発その他）②実務に関する事例検討（筆界特定など）③不動産登記法、改正民法などの主要法令④報酬額⑤オンライン申請と、測量・計算等の実務の二つが同数という結果でした。次に希望する開催曜日については、76.5%とダントツで土曜日が多く、次いで日曜日の27.5%（複数回答があるため100%にはなりません）、金曜日が19.6%でした。研修時間については半日（午後のみ）が35.3%と全日（19.6%）よりも多かったものの、最多はどちらでも可の45.1%でした。研修に参加する交通費や移動時間を考慮すると、短時間では効率が悪いという意見も頂きました。

このほか個別の要望については、実現が難しいものがいくつかありました。例えば研修会の開催する時期は年末・年度末ではなく、4～6月頃の開催を望まれるご意見がありましたが、この時期は支部総会や土地家屋調査士会を含む各士業の本会総会の開催時期であり、役員や講師のスケジュール調整の難しい時期に当たります。研修部と致しましては、会員のみなさまのご要望全てにはお応え出来ないかも知れませんが、いろいろなご意見を参考にさせて頂いて少しずつ新しい企画や研修にチャレンジしたいと考えています。早速、来年度の研修日程を次のように計画致しましたので、ここでお知らせ致します。

平成30年4月7日（土）、8月4日（土）、11月10日（土）、平成31年2月2日（土）、以上の計4回に会館4階大会議室で研修を行う予定です（研修内容については未定であり、詳細が決まってからお知らせいたします）。

また前述の予定日以外に、来年度はオンライン申請システムV30が稼働予定であるため、必要があれば6月のウィークデイの午後から新・オンライン申請システムに関する研修を行いたいと考えています。これらの研修予定日については、みなさまのスケジュールに加えておいて下さいますようお願いいたします。残念ながらスケジュールが合わず、研修会にご参加頂けない会員の方でも、講師の同意がある研修についてはビデオ撮影を行っており貸し出しが可能です。必要な方は是非、事務局までお問い合わせ頂きご利用下さい。

そして今年度は来る2月3日に、寶金敏明先生による「改正個人情報保護法とその取り扱いについて」の研修会を行います。寶金先生については、境界の理論について今さらご説明するまでもない第一人者ですが、内閣府の情報公開・個人情報保護法審査会の常勤委員（外務・防衛担当の部会長）を6年間勤められその後、法科大学院（駿河台大学・中央大学）で教鞭をとった後、現在は東京都の情報公開・個人情報保護審査会の委員を行っておられるそうです。個人情報に関する講義をお

願いするにあたって、土地家屋調査士の業務を深くご存じである寶金先生は、他の誰よりも適任ではないでしょうか。来月の研修会には、多くの会員のみなさまがご参加下さいますようお願い致します。

土地家屋調査士業務においては個人情報のような法令に関する知識のみならず、技術の進歩や環境や社会情勢の変化による様々な問題に対応するため、今後ますます多くの知識や技能の習得が必要になると思われま。会員のみなさまが必要な知識に興味を持ってご参加して頂けるような研修を考え、ご準備させて頂くよう研修部として努力いたしますので、一人でも多くの会員のみなさまが今後の研修に足をお運び下さいますようお願い申し上げます。新春のご挨拶の結びとさせていただきます。





広報部便り

広報部長 伊藤大繕

愛媛県土地家屋調査士会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

いよいよ、平成30年が始まってしまいました。こんなに一年が過ぎるのが早くて、良いのでしょうか。平成30年もあつという間に過ぎて、新元号の時代が来るのでしょうか。

さて、広報部は昨年、新たな試みを行いました。県下の高校に課題授業と称して、土地家屋調査士のお仕事紹介をしました。久万高原町の上浮穴高校の2年生に向けての授業でした。具体的授業内容は他のコラムに記載があると思いますので省略しますが、授業を通じて感じたことをお伝えしたいと思います。どうしても私が高校生だった遠い昔と比べてしまいます。今回、授業を聞いてくれた生徒さんは、皆さん真面目で、私たちの話に真剣に耳を傾けてくれたと感じました。私が高校生だったころは、自身の将来の仕事に具体性はなく、なんとなく大学を出て、とりあえず会社員にでもなるんだろうと考えていました。現在の高校生は、より真剣かつ具体的に、自身の将来の仕事について考えているように感じました。それは時代の変化というか、これからの日本の厳しい将来を予見しているからかもしれません。授業を受けた生徒の中には、土地家屋調査士になってみたいと、アンケートに答えてくれた人もいました。自身の将来をより真剣に考える若者が増加する時代に、受験に値する将来像を描ける資格であるか否かが問われています。将来像は、現在の土地家屋調査士を見て、判断されます。改めて、一人一人の土地家屋調査士の業務が見られていると感じています。経済的安定および社会的地位を業務を通じて確立し、可能性のある将来像を提供できるかどうか。愛媛会の会員皆様の活躍に期待する新年の幕開けです。



社会事業部便り

社会事業部長 藤 永 守

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本会の会務運営にご協力頂きありがとうございます。皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができました。

さて、社会事業部二年目を迎えるにあたって、昨年の社会事業部事業内容を振り返ってみました。

- ・ 14条地図作成計画・検討立案等の整備業務
- ・ 筆界特定制度及び筆界に関する民間紛争解決手続に関し
連絡協議会開催計画・境界問題相談センター愛媛に関し弁護士運営委員会と連携
ADR研修会の開催及び他のADR機関との情報交換
日本ADR境界主催シンポジウムへの参加
- ・ 筆界調査委員候補者の推薦基準見直し境界紛争解決検討委員会を組成
- ・ 公共嘱託登記土地家屋調査士協会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟と連絡協議会開催
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）地方協議会出席
- ・ 市町との空き家問題対策審議会及び協議会への委員の推薦
- ・ 弁護士業務改革シンポジウム・G空間EXPO2017への出席
- ・ 弁護士会との勉強会及び士業勉強会・交流会への参加
- ・ 災害時における家屋の被害認定調査の対応の為、防災士養成講座受講
- ・ 所有者不明土地問題に関し「所有者所在不明土地問題を考える」講演会への参加及び「所有者不在土地に対する現行法のアプローチとこれから」講義への参加

上記事業にて、私が最も印象に残った空き家問題について、報告させていただきます。

皆さんご存知の通り、平成27年2月26日に施行された空家対策特別措置法は、一部条文の施行が留保されていましたが、同年5月26日から完全施行されました。

同法において、空き家を取り壊す際には、土地の境界を明確にする手続を設けることについて検討を行うとの附帯決議がなされ、空き家問題の解決に向け土地家屋調査士の役割は、今後いっそう重要になると考えられます。

以下は、同法の第1条（目的）の抜粋と、附帯決議です。

空家等対策の推進に関する特別措置法【抜粋】

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。（参議院本会議 平成 26 年 11 月 19 日）

空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

現状でも空き家問題は重要視されていますが、今後はより一層の対策強化を求められています。そして、市町は行政区域における空き家の現況を把握しきれていないのが現状です。

現在各市町は、空き家の所在と所有者の把握の為に、協議会を立ち上げ、各機関への連携を求めて稼働し始めています。

その上で、土地家屋調査士に求められることは、地域に根ざし、日々、土地や建物の現況について調査・測量をしている視点から、長期不在の家屋や土地の境界について、的確な助言を行い、協議会への参加等を通じて市町と連携を行うこと。また、空き家の所有者に対しては、正確な建物情報（所在・構造等）を登記に反映させることにより、空き家の管理を推進し特定空家化を防ぐべく的確な助言を行うこと等が必要であると感じています。

新しい年が更に良い年になるよう祈念致しまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

※ この文章での空き家は、送り仮名の付け方（昭和 48 年内閣告示第 2 号）に基づき原則「空き家」と表記しますが、法律名、計画名、協議会名等の一部の用語については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき「空家」と表記しています



センター愛媛便り

境界問題相談センター愛媛 センター長 徳永 哲

昨年あたりから、AIが人間にとって代わるとの情報が行き交うようになりました。単純な作業が機械化されるという過去のレベルのものではなく、膨大な過去のデータから最適な解を求めて判断までもしてしまうようです。憧れのお医者さんの診察もPCの処理手順と人間の採点とほぼ一致することが優秀な高校生により解明され、診断やお薬の処方も事実上AIが判断できるようにもなるとのこと。身近なところでも、法務局の登記システムも著しく進化しており、私たちの登記という世界では、登記申請がさらに自動処理化される場面も増え、さらには地目変更や建物の登記等は位置情報の付いた写真データでAIが判断し、申請から瞬時に登記が完了する日が来るかもしれません。弁護士さんの世界でも膨大な法令・判例のデータベースがより最適な判断を瞬時に、さらにストレスなく疲労もなく、電源があれば24時間働き続けるのも夢ではないそうです。無論、そんなに単純な話ではないのでしょう。

私たち土地家屋調査士も土地の境界の専門家として、日々、資料を調査、精査し、正確な測量成果から土地の筆界の最適解を求めています。時には、地域によりさまざまな資料や古老の証言、境界を示す物等、多種多様な要素、事実から単純に求められないケースもあります。ですが、長い経験を積み積むほど最適解を求めるスピードが向上するように、各種資料をAIがデータベース化された過去のデータや判断の過程から、個別の筆界の判断をすることも、先の医療等の世界とさほど変わらないようにも思えます。筆界の判断に留まらず、コンサルティング的な評価や判断も、もうAIには勝てなくなる日もくるのでしょうか。

AIからは外れますが、我々の現場世界でも測量器械の発展、特に3DスキャナーやUAVを利用した実測化等が進み作業効率が向上し、また専門家でない一般の方にも視覚的に伝えることができるツールも次々に開発されてきています。私自身、土地境界の専門家として（私自身が専門家とすることができるかは置いておいて）この先の時代の変遷についていくことができるのかどうか、とても不安に感じているのが正直な気持ちです。AI化が進んだ先には土地家屋調査士はどうなっていくのだろう。最近、奥さんと子供にテレビを占領され見なくなり、ネットの世界ばかりに居るからでしょうか。

凡人である私が無い知恵を絞っても出てくるのはため息ばかりですが、昨今、時折来る境界に関する紛争の相談はそうではないと思い始めました。ただ単に境界の位置の問題だけではなく、その境界に隠れたそこに住む人の日常の問題、疑念、怒り、嫉妬、執着など、人間の心の世界はまだAIでは判断できないでしょう。もちろん人間の感情を表情や言葉から読み取り判断するAIは既に存在しています。私たちが取り組んでいる土地家屋調査士ADR（以下、ADR）の中でも一部AI化される部分もあるかもしれません。でも私たちのADRはAIが代わってなるものではないと思っています。ADRは、要件事実に対して正否を判断したり、過去のデータベースから最適解を探すものではなく、むしろ、過去の事をお互いに認識したうえで、今、この時点から未来に向かって歩み寄ることを、一緒に、穏やかに、時間をかけてゆっくりと探し出していくことです。たぶんAIなんかには処理できるものではないでしょう。幸いにもまだAIは未来を判断することは苦手なようです。

というわけで、皆様、ADRセンター関与員と認定土地家屋調査士活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

あけましておめでとうございます。昨年の支部活動報告と本年の活動予定ですが、

(1) 研修会

班会議にて会員の皆様から頂きました要望について、ご回答（報告）する「意見交換会」を開催しました。その会の中で新たな要望等をお聞きし、法務局・愛媛県と協議をしました。（松山市は今年度中に協議予定）本年も同様の会を開催したいと思います。

また、本年早々には古川地区の地籍調査図根点の亡失調査を実施します。班単位で研修を行う予定です。

(2) 委員会の活動

基準点管理委員会（1回開催）

「地籍調査図根点の亡失調査」のための準備及び計画をしました。本年実施するため引き続き活動をします。

松山支部再組成検討委員会（2回開催）

現状の班体制をどのように強化し、効率的に情報交換が出来るか具体的に検討しました。

本年も継続して検討をし、支部総会にて中間報告をします。

(3) 登記無料法律相談活動

「土地家屋調査士の日」の7月31日松山市役所大会議室にて開催しました。

昨年と同様に合同会館で行われる「登記等無料法律相談」と松山市における「土地・建物に関する無料相談会」を継続していきます。

(4) レクリエーション活動

昨年は特に活動していません。

本年も司法書士会と相談をし、合同行事を検討します。

(5) 他支部との交流活動

支部長会を2回開催しました。他支部の事業計画及び予定について報告を受け、懸案事項を共有することが出来ました。

本年も同様に開催する予定です。

(6) 広報活動

昨年は「みんなの生活展」に出展しませんでした。代わりに「キッズジョブ」に参加をしました。小学生を対象に土地家屋調査士の仕事の授業をしました。座学（概要の説明）と立会及び測量体験

をしていただきました。

本年も「キッズジョブ」に参加をし、土地家屋調査士という職業を多くの子供たちに知ってもらうように広報活動します。

平成27年度から平成29年度、更には平成30年度も事業計画の重点目標「会員と迅速に情報交換が出来る松山支部づくり」を掲げてまいります。この目標を達成するため支部役員一同尽力いたしますので、会員の皆様に支部活動へのご理解とご協力をいただきますよう宜しくお願い申し上げます。



新年、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

文章を書くのは苦手なので、読みにくいものとなりますが、ご容赦願います。

支部長になって後悔するのは議事録、支部便り等の文章作成要請がきた時です。億劫でたまりませんが、これも仕事ですので、昨年の支部活動について簡単に報告させていただきます。

1. オンライン申請促進研修を下記のとおり実施しました。

1日 時 平成 29 年 9 月 30 日 (土) 9:30 ~ 12:00

2場 所 西条総合福祉センター 3F 第一研修室

3出席者 松山地方法務局登記情報システム管理官 真鍋留美 様

松山地方法務局西条支局長 山本ゆかり 様

松山地方法務局西条支局統括登記官 工藤哲治 様

当支部会員 25 名 補助者 3 名 他支部会員 2 名 合計 30 名

4研修内容 オンライン登記申請のかたん事前準備ガイドについて 法務局

V 30 化によるオンライン申請について 法務局

オンライン申請実践講義 当支部会員

意見交換 法務局、当支部会員

西条支部のオンライン申請率が低いとの指摘を受けましたので、今回の研修を企画しました。出席者は、オンライン申請をしていない方、オンライン申請はしているが最低限の申請書のみの方、ほぼ完璧にオンライン申請をしている方ですが、上記研修内容によりそれぞれの方のステップアップのきっかけ作りとなりました。ちなみに私は、今回の研修で図面及び調査報告書等の添付ができるようになりました。また法務局の方々と意見交換することができ、オンライン申請率が高い四国中央支部の三宅副会長からの総評をいただき、大変充実した研修となりました。

2. 支部親睦旅行

朝晩めっきり寒くなった11月25日(土)に、西条支部の親睦旅行として、広島方面に紅葉めぐりとりんご狩りに出かけました。朝早かったにもかかわらず、17名の参加をいただきました。

新居浜市役所を6:30に出発し、西条市役所、小松総合支所、東予総合支所より乗車いただき、しまなみ海道で瀬戸内海を渡り、山陽自動車道をへて三景園に到着しました。三景園は、広島空港の開港を記念して1993年に造られた面積約6ヘクタールの築山池泉回遊式庭園です。紅葉をバックに集合写真を撮り、約1時間ほど庭園を散策しました。次に平田



観光農園で、りんご狩りを楽しみました。食べ放題ですが、多くて2個が限界でした。昼は広島三次ワイナリーで、ワインの試飲、バーベキュー昼食に舌鼓を打ちました。その後帰路に着き、怪我もなく無事帰ってきました。日帰りバス旅行でありましたが、ストレス発散、会員の親睦も深まったと思います。

来年も企画しますので、多数ご参加のほどよろしくお祈いします。



支部だより

四国中央支部

四国中央支部便り

四国中央支部長 真鍋佳広

支部長になって、支部活動にどう貢献できるか考えてすでに8ヶ月が過ぎ去りました。
幸い、非常に協力的な支部会員の皆様に支えられて、何とか支部長の役目を果たさせて頂いています。

四国中央支部の場合、毎月第一水曜日に水曜会という名の支部会議を開いています。

出席率も非常に高く、毎回8割以上の支部会員が出席しており、本会や委員会からの連絡事項の伝達や情報交換、業務相談などをおこなっています。

とても連帯感が強い本支部の根幹が、この水曜会にあると思います。

そのような中、現在の支部会員15名のうち、支部役員・監事6名、本会役員2名で半数以上が役員をしている状況にあります。

経済状況も厳しく、時間的余裕も少ない中での役員の負担、特に本会役員をされている方の負担の大きさに頭が下がる思いです。

愛媛の東の端から本会行事へ出席するのは、特に時間的な負担が大きいのではないのでしょうか。

各自の業務に影響がでてしまうのは本末転倒だと考えますので、ご無理をなさらずお願いいたします。

何分、不慣れで頼りない支部長ですが、ご容赦の上ご協力をお願いいたします。

新年明けましておめでとうございます。

今年も昨年と同様に穏やかな日々を過ごせたらと思っています。

さて、今治支部の昨年度の活動はというと、

1. 支部役員交代

4月14日 支部総会において私が支部長に就任致しました。特に高い志があるわけでもなく、次期支部長に無事引継ぎが出来ればといった程度でしょうか。しかし、多少は自分の色も出したいと思い、従来の活動に加えて今までやったことのない支部研修を企画してみました。

2. 支部研修

6月3日 みなと交流センター（通称ハーバリー）において業務・伝達研修を下記のように実施致しました。

①業務についての質問、事例の発表、近況報告

- 特にテーマを決めず、会員が持ち寄った質問・事例を発表、意見交換する。
- ・質問については事前に調査し、自分の意見をもってくる。
- ・法務局に提出した登記相談依頼票控えを持参し事例の発表に利用する。

②支部運営に関する意見収集

・支部旅行、研修

会員31名中22名の参加がありました。①について研修開始直後は発言しようとする会員が全くなく、「登記相談依頼票控え」を持って来られたか尋ねると、誰一人もって来ておりませんでした。初めての形式の研修でしたので予想通り、否期待通りかな？発言がないので私が1つの事例を発表したところ次々と発表・質問があり、自画自賛ではありますが、どの会員にも役立つものになったのでは？と思っています。②については特に支部旅行についての希望、意見を募りました。中には「いつも大名旅行のように高いお金をかけて！」というような批判的な意見もありました。

3. ボランティア清掃

9月30日 例年通り21名の会員により今治市織田ヶ浜海水浴場にて実施いたしました。出席していただいた会員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

4. 忘年会

12月1日 23名の会員、1名の元会員の計24名で盛大に行いました。平成30年もよろしくお願いいたします。

以上、昨年活動でした。

今年の予定で特筆すべきことは、

1. 支部旅行

2年に一度実施している支部旅行を松本会員、池田会員と企画中であります。「大名旅行の……」は蹴飛ばして、参加者全員が日ごろの激務を忘れて楽しい時間が過ごせたらと思っています。

以上、今治支部便りでした。

*いずれの活動の案内に対して、出欠の回答すらない会員が数名いる。どうすればいいんだ？誰か教えて！

支部だより

大洲支部

大洲支部便り

大洲支部長 信宮 靖

新年明けましておめでとうございます。

昨年4月に大洲支部の支部長に就任し、はや9ヶ月が過ぎようとしています。その間、支部会員のご不幸等もあり、寂しい思いをいたしました。また、あらためて健康の大切さに気づかされた出来事でもありました。

さて、大洲支部の今年の活動報告をいたします。

6月に支部研修旅行を企画しておりましたが、参加希望者不足により中止となりました。毎年恒例で行っていた行事であります。中止となりましたこと、申し訳なく思います。限られた予算で1泊2日の研修旅行となれば、おのずと行き先は絞られ、今までの行き先と重なる部分が出来てしまった事が原因ではないかと思われま。今年こそは、魅力ある企画を考え研修旅行を行いたいと思いますので、多くの支部会員の参加をお待ちしております。

8月26日には八幡浜地区の街区基準点亡失調査を行いました。雨の中での調査となりましたが、調査後には黒い湯で有名な「みなと湯」で温泉に入り意見交換等を行いました。近年、八幡浜市は護岸の埋め立て工事および魚市場周辺等の開発整備により街区基準点の亡失が多くなってきております。昨年は時間、人員の都合により補助点の調査は行うことができませんでしたが今後も継続して調査を行い、公嘱協会大洲支所と協力して市役所への提言等をしていきたいと思。います。

支部活動報告としましては寂しい内容となってしまう、支部会員の方には申し訳なく思っております。今年こそは充実した活動を行いたいと思。いますので支部会員の皆様のご協力、よろしくお願。いいたします。

以上、簡単ではございますが活動報告、新年のご挨拶とさせていただきます。

支部だより

宇和島支部

宇和島支部便り

宇和島支部長 毛利潤也

新年明けましておめでとうございます。日頃は支部の活動に対してご協力していただきありがとうございます。

昨年は、「世代を超えた思い出づくり」をスローガンとした支部研修旅行先として福岡に行ってまいりました。

山本会長を含め総勢9名での一泊二日の旅でしたが、皆さんとともに過ごすことができ会員間の親睦・交流の目的は十分に達成できたものと考えます。

特に二期に渡って会報編集委員をしていただいている益田会員などはとにかく楽しそうによく食べ、よく飲み、また食べるという以外な一面に好感をもちまして、これらのご活躍に期待するところです。

我が支部も今まで以上に全員で役員活動に専念し、少しでも山本会長の手助けができればと思います。今後とも宇和島支部をよろしく願いいたします。



退会のことば

調査士の退会にあたり

元土地家屋調査士 浅井輝夫

調査士開業後43年に成りました。

「人生七十古来希也」という昔の格言があります。私の友人・知人及び親戚の人も多数亡くなりました。あの世の知り合いのほうが多くなって来ています。

気が付いてみれば若いと思っていた自分が親戚周りの長老の立場に成っているではありませんか。

とにかくここで今までの人生を振り返り、反省などしながらこれからの人生について考察してみたいと思います。楽しかった事はあまり印象に残っていませんが、苦勞した事のほうが逆に楽しい思い出として残っているように思います。

調査士の仕事は先祖から引き継いだ隣接地どうしのトラブル解決に当たるサムライ業なので仕事上のストレスは少なからずあったように思います。

これから先、責任ある仕事ができなくなる可能性があるので調査士を廃業し、司法書士の仕事のみ続けることに致しました。

それから私の趣味の一つとしてバイク乗りがあります。

16歳から乗っているバイクは体の続く限り乗り続けていきたいと思っています。

今乗っているバイクはロードキングカスタムですが、12年目で現在72千キロです。殿堂入りするには10万マイル(16万キロ)。まだ道半ばです。

新緑の時期などにバイクの鼓動と緑の風を感じながら、ゆっくりと変わりゆく景色を眺めながら走っている時、心の幸せを感じます。

最後に会員の皆様方及び事務局の方々には長い間大変お世話に成りました。今後も引き続き宜しくお願いいたします。



末光健二氏黄綬褒章受章記念祝賀会（報告）

報告書 愛媛県土地家屋調査士会 副会長 入船和仁

平成 29 年 11 月 11 日（土）正午より全日空ホテルに於いて、末光健二氏が本年春に黄綬褒章を受章された事を記念して祝賀会が開催されました。

祝賀会には、顧問議員及び愛媛県・松山市の代表者が出席されその榮譽を称え賛意と祝辞を述べられました。

その他、林日調連名誉会長をはじめ県外からも多くの調査士に出席を頂き、愛媛会会員及び公嘱協会社員も多数出席されました。

又、末光健二氏の御家族も出席されお孫さんからの花束贈呈もあり華やかで温かい盛大な祝賀会となりました。

謝辞の中で末光健二氏より今後も出来る限り土地家屋調査士を続けたいとの心強いお言葉がありました。健康に留意して頂き今後も我々後輩の会員の為、御尽力頂く事を期待しております。



第32回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会報告

広報部長 伊藤大織

平成29年9月11日近鉄賢島カンツリークラブにて開催されました第32回日調連ゴルフ大会の報告をさせていただきます。私、この日調連ゴルフ大会には5年連続での参加になりました。平成26年には我が愛媛県で開催されましたが、そこから開催地は長崎・札幌・三重と受け継がれております。今回は三重県伊勢志摩での開催です。平成27年には第42回先進国首脳会談（愛称：伊勢志摩サミット）がありましたね。皆さん、まだご記憶にあるのではないのでしょうか。当時、テレビで各国首脳が伊勢神宮内を歩く姿や風光明媚な英虞湾の景色が報道されていました。三重県は南北の長さは約180km、東西の幅は108kmと細長く、伊勢志摩は南北では中間の位置で、東の端に位置しています。大会前から景色の綺麗な伊勢志摩でのゴルフ大会を心待ちにしておりました。愛媛からは岡田日調連会長を始め、観光組を含む合計10名での参加となりました。四国ブロックからは香川会6名・徳島会5名・高知会2名の合計23名の参加です。愛媛からの出発組は松本前会長がバスにて松山を出発。今治で赤瀬会員・木村会員（徳永補助者）・神野元会員と合流し、新居浜組の西原会員・小野会員を拾い、四国中央で当方と谷相高知会会長と合流という計9名のメンバー構成でした。愛媛から三重は車で6時間以上かかります。10人乗りのバスに10人乗車でいざ出発。前夜祭の場所はホテル志摩スペイン村です。朝早く松山を出発したバスがスペイン村に到着したのは9月10日午後四時頃。皆さん結構お疲れのご様子。6時半からは前夜祭の開催です。大会会長である岡田潤一郎日調連会長の挨拶で幕開けです。会場には先のサミットで各国首脳に振る舞われた日本酒がそろえてあり、それぞれに舌鼓を打ちました。明日はゴルフ大会本番なので、前夜祭でお酒はセーブしていましたが、部屋に帰って寝ようとした時、徳島会の皆さんから呼び出され、深夜まで帰してくれませんでした。大会当日の集合時間は5時45分。眠い目をこすりながら、スペイン村から近鉄賢島カンツリークラブへ。天気は曇り。それほど暑くなく、ゴルフには絶好のコンディションです。毎年恒例の全国調査士ゴルフ侍といざ勝負！の結果は…なんと！バスに10時間近く揺られてやってきた我が愛媛会木村敬会員が、グロス96・ハンディキャップ25.2ネット70.8で優勝！奇跡です。私や松本前会長が恋い焦がれた優勝カップを木村会員が持つなんて想像もしていませんでした。何という運の強さなのでしょう。優勝副賞は富山会より贈呈された寒ブリです。寒ブリのパネルを持って木村会員は大喜び。私はグロス



78・ハンディキャップ6.0のネット72で6位でした。今年も優勝カップには届かず、木村会員に先を越されて、ションボリです。あとは徳島会の牛田会員が4位、高知会の田中会員が7位と、ベスト10に四国から4名が入り、さすが四国ブロックの実力を三重大会でも発揮。三重会の皆様、四国の面々がお騒がせしました。実行委員長の三重会神戸名誉会長以下、三重会の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。その晩はバス組9名で伊勢市に宿泊しましたが、やっぱり木村会員の優勝の話題で持ちきりでした。木村会員はさぞかし伊勢の海産物が美味しかったでしょうね。愛媛会から優勝者が出て、宴も盛り上がって良かったなあ。翌日、バス組9名で伊勢神宮内宮を参拝しました。朝から雨が降り、参拝時は豪雨でしたが、雨が日頃の俗物を洗い流してくれるようで、雨もまた良しです。

伊勢神宮で調査士制度の発展を祈った後、帰路につきました。今年は中国ブロックでの開催とのこと。私も出来るだけ参加しようと思っています。このゴルフ大会を通じて全国の調査士の輪が広がっています。日調連に感謝です。岡田日調連会長、今後もゴルフ大会を継続して下さい。よろしく申し上げます。



上浮穴高校課外授業について

松山支部 副支部長 小島 裕介

国境の長いトンネルを抜けると雪国 ではありませんでしたが。去る11月15日、冬の寒さが日々深まってきたこの日、上浮穴高等学校森林環境科へ土地家屋調査士の業務を知ってもらうための課外授業を行なって参りました。時間帯は昼からの5時限目と6時限目の約2時間の時間をいただき講義を行ないました。

計21名の2年生の生徒が受講してくれたのですが、森林環境科においては平板測量を授業で習っていることもあり、一定の知識を持っている生徒の方々でした。そのため、授業の後半に触れてもらった、トランシットを使った実際にCADに取り込む一連の流れの実習は特に興味深く体験してもらったように感じました。

本来の目的である、土地家屋調査士という業務を知ってもらうことについては、まず今回の授業以前にこの資格を知っていたのは21名中1名と、とても低い知名度でありました。

そういった状況の中、最初の5時限目に座学の授業として、一般的な土地家屋調査士の業務の概要を実際の業務を例に出しながらの説明、上浮穴高校が山間部であることもあり特殊な事例として山林の境界確認の事例の紹介、6時限目の授業の準備も兼ねた具体的な登記事項等々の調査書類の説明を行ないました。

6時限目は実際の業務の紹介として、土地家屋調査士、依頼者(土地所有者)、隣接土地所有者に扮して境界確認立会の寸劇を行ないました。その寸劇ではブロック塀のどちらが境界なのかが分からないという場面を表現し、このような場合に土地家屋調査士がどのように考えて仕事を進めるかを生徒に考えてもらう状況にして、業務の紹介を行ないました。そして、確認ができた境界にはアルミプレートや金属鋏をコンクリートに打ち込む埋標の作業や、冒頭に紹介した測量器械に実際に触れてもらった測量の実習も行ない、土地家屋調査士の業務の一例を体験してもらいました。

長いといえば長く短いといえば短く感じた約2時間で、土地家屋調査士の業務の内容や、魅力を伝えることができたかはわかりませんが、これから様々な職業に就く可能性をもった高校生へ職業の1つとして説明することは、普段の業務の立会などで関係者に説明することとは少し角度が違うので、誰かに何かを伝えることの難しさをあらためて感じ、自分自身としても良い勉強になりました。

最後になりますが、生徒から「土地家屋調査士の収入はどのぐらいなのか?」といった質問があったり、土地家屋調査士についての授業を今後も機会があれば受けてみたいかというアンケートで20名の方が受けてみたいと回答があったりしたことから、職業としての土地家屋調査士に多少でも興味を持ってもらえたのではないのかと



会員コーナー

Voice

「土地家屋調査士」の未来を担う若手世代の育成

若手世代の育成と土地家屋調査士の未来

思いました。こういった若い世代の方々が土地家屋調査士に興味をもち試験にも挑戦してもらえると、現在受験者数や登録者数も減少し、平均年齢がほぼ還暦になっている土地家屋調査士の活性化にも繋がると思うので、この課外授業の活動を引続き行なっていくことによって、土地家屋調査士の明るい未来に一翼を担うことができたらと思っています。



会員事務所訪問

佐伯耕平会員事務所訪問 編集員 神野峰好

西条支部から、佐伯耕平会員の事務所を訪問しました。ご家族で仲良く業務にあたっておられる様子が印象的です。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 父が調査士であったというのが一番のきっかけだと思います。

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ 良かった点は、親子で仕事ができるということです。
悪かった点は、知識、技術、経験がまだまだ未熟であることを痛感したことです。

? 趣味

☞ 将棋

? 長所

☞ 真面目なところ。

? 短所

☞ 人見知りをするところ。

? 今、一番したいと思うこと

☞ おいしいものをたくさん食べたいです。

? これからの目標

☞ 調査士として一人前になることと関連する資格を取ること。

会員事務所訪問

岡本眞佐夫会員事務所訪問 編集員 栗田祥太

今回の事務所訪問は大洲支部の岡本眞佐夫会員の事務所にお邪魔しました。実務経験が豊富で、真面目にかつ楽しく業務に取り組んでおられます。



? 調査士になろうとしたきっかけ

☞ 行政書士の仕事を指導して頂いた先生が、土地家屋調査士との兼業者であったから。

? 調査士になってよかった点、悪かった点

☞ う〜〜ん…………。

? 趣味

☞ 読書。

? 長所

☞ まじめなところ。

? 短所

☞ すぐに忘れること。

? 今、一番したいと思うこと

☞ 旅行。

? これからの目標

☞ コツコツと仕事をする事。

入会のことば



佐伯耕平

平成29年1月に入会させていただきました西条支部の佐伯耕平と申します。

私は高校卒業後の一年間、平日は測量専門学校、日曜日は東京法経学院に通い、試験までの間は調査士である父の補助者をしていました。昨年、無事試験に合格し、入会に至りました。

入会後は、小坂地区での14条地図作成業務に手伝いとして参加させていただき、多くのことを学ばせていただきました。また、調査士としての職責・使命を考えるよい機会になりました。

まだまだ、調査士としても、社会人としても未熟な私ですが、これからは地域の方々に寄り添いながら日々の業務を行う父の姿を目標とし、一人前になれるよう日々精進してまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



矢野岳志

このたび、愛媛県土地家屋調査士会に入会させていただきました矢野岳志と申します。

私は、義理の父に土地家屋調査士という資格を紹介されて10数年の下積みを得て、平成28年土地家屋調査士試験に合格することができました。

私は脱サラをしてこの世界に入ったので、土地家屋調査士という資格および不動産登記法や測量といった仕事についてはわからないことだらけでした。最初の数年は測量の仕方や登記申請および役所に提出する境界確認書の書き方など悪戦苦闘の毎日でした。実務に慣れてから数年がたち今から3、4年前から松山市の地籍調査に参加させていただき、土地家屋調査士の先輩方と意見交流および実務の勉強をさせていただきかなり刺激を受けました。土地家屋調査士としての仕事の幅が広まり大変勉強になりました。

あの時の地籍調査でお世話になりました先輩方ありがとうございました。また、今後ともよろしくお願ひいたします。

今後の抱負として「私は、土地家屋調査士として、松山市地籍調査や14条地図作成事業に積極的に参加して知識と技術の向上に努め、皆様から信頼・信用できる土地家屋調査士になりたいと思っております。

たくさんの先生方に可愛がっていただき今の自分がありますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

入会のことば



岡本眞佐夫

平成29年3月に入会させていただきました大洲支部の岡本です。補助者としてお世話になっておりましたが、試験合格後独立開業となりました。

開業後まず一番痛感しておりますのは、やはり「自己責任」で業務を行うことの緊張感は、サラリーマンのそれとは比べものにならないということです。自営業恐るべし！

諸先輩方も経験されておられるのでしょうか。

また、経験に裏打ちされている知識の少なさ及び知識のあやふやさは、この緊張感をいやがうえにも高めるような気がしております。

もちろんこの緊張感を失うことがないようにしなければならぬのでしょうか。

今はこのような状況にありますので、周囲の諸先輩方にご迷惑をお掛けしておりますが、ご指導いただきながら研鑽に努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。



堀川貴史

平成29年6月に宇和島支部に入会しました堀川貴史と申します。

登録前は東京にて7年ほど補助者を経験し、地元津島町に戻り開業致しました。

開業し半年ほど経ちますが、東京と愛媛との仕事内容の変化、作業方法の違いなどに戸惑うこともありました。

また、補助者当時とは違い、開業して自分の名前で仕事を請け負い、業務をこなしていく責任の重大さを痛感しています。しかし東京ではなかった調査士同士の繋がりやの深さに励まされ、先輩方に親身に相談に乗って頂き、大変感謝しています。

後輩ができた時には、頼りになれる調査士として、また地元の方からも信頼される調査士になるようまだまだ手探り状態の毎日ですが、日々努力していきますので、今後ともよろしくお願い致します。

平成 29 年度土地家屋調査士試験問題（抜粋）

平成 29 年度の土地家屋調査士試験は平成 29 年 8 月 20 日に実施されました。
受験者数は 4,600 名、うち合格者は 400 名（男 374 名 女性 26 名）でした。

第 3 問 相続人が A 及び B の 2 名存在する場合における相続に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 相続人 A は、いったん相続の承認をしたが、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内であれば、その承認を撤回することができる。
- イ 相続人 A が単独で単純承認をした場合、相続人 B は、限定承認をすることができない。
- ウ 相続人 A は、相続の放棄をするためには、相続の放棄について相続人 B の承諾を得る必要がある。
- エ 相続人 A は、限定承認をした場合には、以後、善良な管理者の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。
- オ 相続人 A が相続の放棄をし、相続人 B は単純承認をしたが、相続財産たる表題登記のみがある不動産について、A の債権者の申請により代位による所有権の保存の登記がされた後、A の法定相続分に対する仮差押えの登記がされたときは、この仮差押えの登記は無効である。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第 7 問 所有権を有することを証する情報に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア A が所有権の登記名義人である互いに接続する 2 個の区分建物について、隔壁の除去などの物理的な変更を伴わずに 1 個の区分建物ではない建物とする場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
- イ A が所有権の登記名義人である建物について、一部取壊しの工事が完了した 3 週間後に増築の工事が完成した場合において、一の申請情報によって建物の表題部の変更の登記を申請するときは、全ての工事完成後の床面積が減少する場合であっても、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
- ウ A が所有権の登記名義人である建物の全部を取り壊し、当該建物の材料を用いて当該建物と同じ種類、構造及び床面積の建物を別の土地に建築した場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
- エ A が所有権の登記名義人である建物の屋根を瓦から亜鉛メッキにふき替える工事を行った場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
- オ A が所有権の登記名義人である種類が車庫の建物について、床面積を変更することなく、当該車庫の開口部にシャッターを設置して倉庫とした場合に行う登記の申請には、所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第9問 書面申請の場合における添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 建物の表題登記の申請をする際に所有権を有することを証する情報として提供した工事施工会社作成に係る工事完了引渡証明書に添付する印鑑に関する証明書は、原本の還付を請求することができる。
- イ 所有権の登記がある建物についての建物の合併の登記を資格者代理人から申請する場合において、当該資格者代理人が作成し提供する本人確認情報は、原本の還付を請求することができる。
- ウ 建物の表題部の変更の登記を表題部所有者の相続人が申請する場合において、相続を証する書面として提供した戸籍謄本又は抄本及び除籍謄本は、相続関係説明図を添付することにより、原本の還付を請求することができる。
- エ 所有権の登記がある建物について建物の合体による登記等を申請する際に提供した登記識別情報を記載した書面は、原本の還付を請求することができる。
- オ 原本の還付は、申請人の申出があっても、原本を送付する方法によってすることができない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第18問 建物の滅失の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 建物の所有権の登記名義人が当該建物を自ら取り壊した場合において、当該建物の滅失の登記の申請をするときは、当該登記名義人の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。
- イ 建物図面が備え付けられていない建物を取り壊した場合において、当該建物の滅失の登記の申請をするときは、当該建物が存していた場所を特定するために建物図面を添付しなければならない。
- ウ 団地共用部分である旨の登記がある建物の滅失の登記を申請する場合には、当該建物の所有者を証する情報を添付しなければならない。
- エ 借地上に存する建物の所有権の登記名義人が当該建物を建替えのために取り壊した場合には、当該借地に賃借権の設定の登記がされていないときであっても、当該建物の所有権の登記名義人は、当該建物の滅失の登記を申請しなければならない。
- オ 抵当権の設定の登記がある建物が焼失した場合において、当該建物の滅失の登記の申請をするときは、当該抵当権の登記名義人の承諾を証する情報を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

編集 後記

kaiho EHIME vol.136

ご多忙中にもかかわらず多くの方に寄稿していただき、今年も会報を発行することができました。新年の挨拶とはいいながら、仕事熱心な方ばかりで、土地家屋調査士の業務や制度に関わる内容に踏み込んでおられ、身の引き締まる思いになります。発行に協力していただいた方々に、この場を借りてお礼申し上げます。

—— 曾我部和也

今回初めて会報編集委員として会報えひめの編集に携わることになり、普段何となく読んでいた会報が、様々な方のご協力によって作成されていることを改めて認識させていただきました。寄稿して下さった皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。本年も皆様にとってよい年でありますよう、お祈り申し上げます。

—— 神野 峰好

今回、初めて会報編集委員として会報編集に携わらせていただきました。お役に立てるようなことはあまりできませんでしたが、編集作業に携わることができて、よい経験になりました。お忙しい中、寄稿していただいた皆様、会報編集委員の皆様、事務局職員の皆様ありがとうございました。

—— 栗田 祥太

会報編集委員は今回で3回目になります。楽しく編集作業をさせていただきました。お忙しい中、寄稿して下さった皆様、事務局職員の皆様、会報編集委員の皆様ありがとうございました。本年も皆様にとって良い年となりますように。

—— 益田 貴之

本会の編集委員に初めて参加させて頂きました。お忙しい中たくさんの方が原稿を書いていただきありがとうございました。次回もいい会報誌を提供したいと思いますので、次回もよろしく願いいたします。

—— 井上 稔

昨年は、岡田潤一郎日調連会長就任に始まり、我が愛媛会にとって明るい話題が多い年となりました。今年も会員の皆様に明るい話題をお届けできる年になればいいなあと思っています。

—— 伊藤 大繕

平成 29 年度土地家屋調査士試験問題

問 3…正解 4 問 7…正解 3 問 9…正解 1 問 18…正解 5



筆界特定事例集3

大阪法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室 編著
2017年9月刊 B5判 244頁 本体2,600円+税

大阪の事例を
収録!



建物表示登記の実務

資料調査・建物認定・構造判定・床面積算定

内野篤 著

2017年6月刊 B5判 296頁 本体2,900円+税



事例でわかる戦前・戦後の

新旧民法が交差する相続に関する法律と実務

家督相続人不選定・家附の継子の相続登記、家督相続、遺産相続、絶家、隠居

末光祐一 著 2017年9月刊 A5判 344頁 本体3,200円+税



Q&A 空き家に関する法律相談

空き家の予防から、管理・処分、利活用まで

日本司法書士会連合会 編著

2017年7月刊 A5判 348頁 本体3,200円+税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo



境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかりと整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら



遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



かいけつサポート

認定紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会
(境界問題相談センター愛媛)は、
平成20年1月25日
法務大臣から認証されました。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは TEL 089-943-6785

◎受付/月~金 9:00~16:00
(ただし、祝祭日・12月29日~1月3日および調査士会で定める日は除く)

予約制

電話での相談はお受けしておりません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

協働

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会



JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛

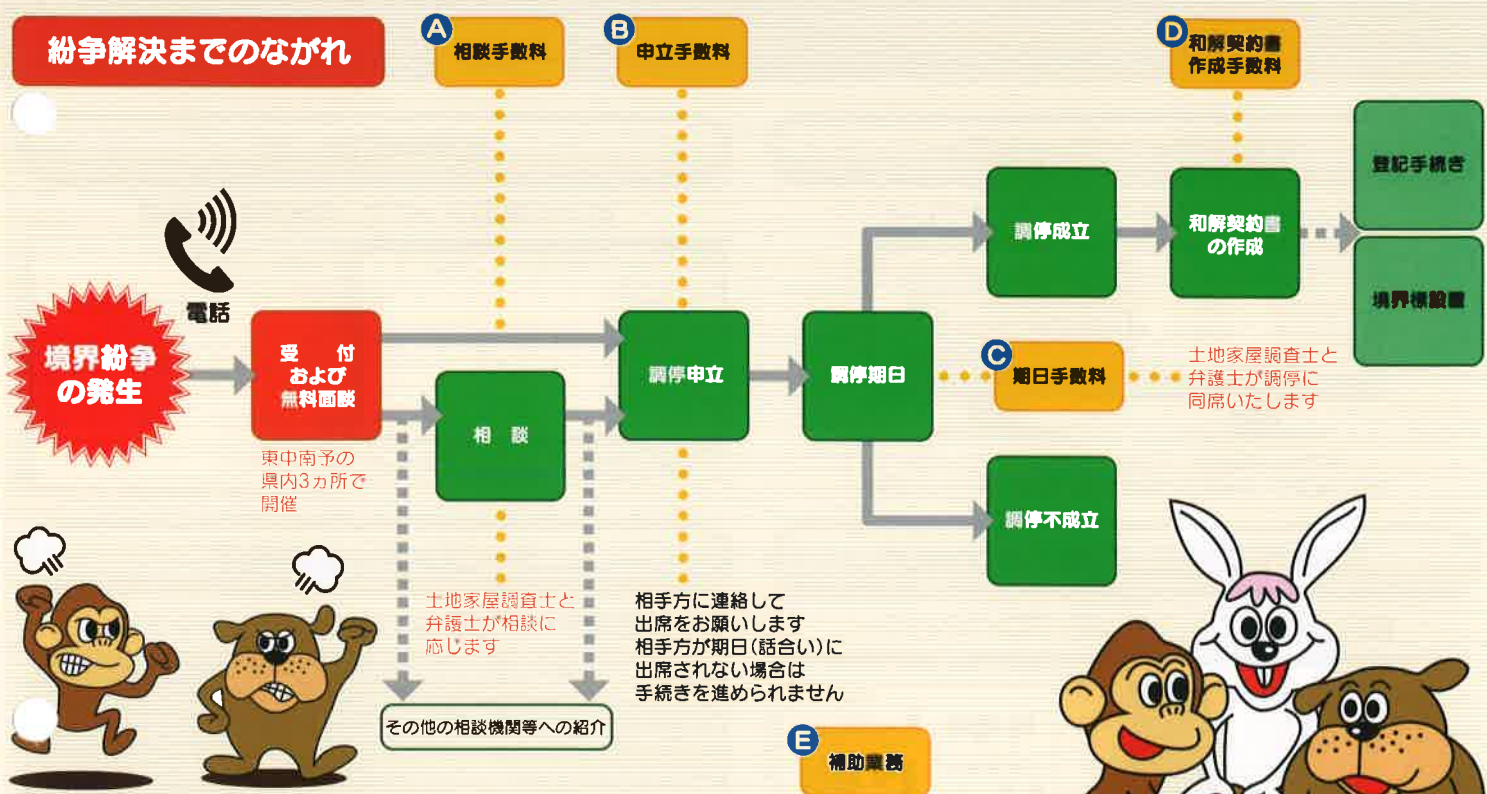
〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内 TEL089-943-6785

<http://www.kyokai110.jp>

境界のトラブルが発生したら

境界問題相談センター愛媛 をご活用ください。

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、公正・迅速そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。



● 和解契約書作成までの費用 (金額はすべて税込)

相 談

◎相談手数料(1回の相談は1時間以内)
..... 15,000円 — A

調 停

◎申立手数料..... 20,000円 — B
(申立人負担)

◎期日手数料..... 当事者それぞれ 10,000円 — C
(1期日ごと)

◎和解契約書作成手数料
..... 200,000円より — D
(原則として双方で負担)

補助業務

◎調査・測量・境界鑑定費用
..... 必要に応じて随時見積もり — E
(原則として双方で負担)

● 和解契約書作成後の費用

下記の費用が発生する場合があります

[原則として双方で負担、負担割合は合意による]

- ◎境界標設置費用
- ◎登記手続費用
- ◎登録免許税、印紙代
- ◎和解の内容を履行するための諸費用

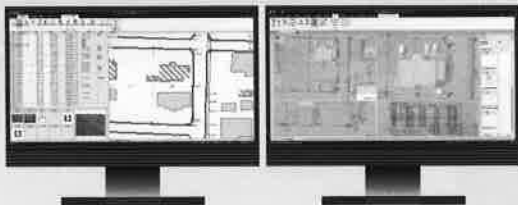
3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへ



最新のデジタル環境で、 登記業務の効率化

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3(自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

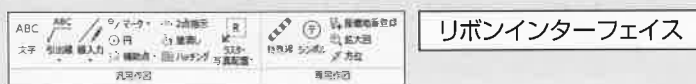
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院[標準地図]・[写真]等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

文字

シンボル

ラスタ写真
配置
一括配置
位置図作成

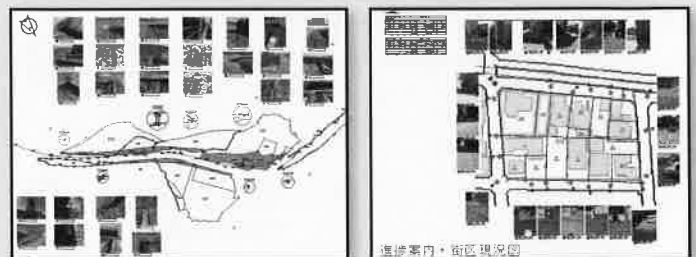
線入力

引出線

特許出願中

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

<http://const.fukuicompu.co.jp>

検索

AND THEN
THERE WAS
ONE
2018



Transforming The Way The World Works

Trimble Solutions

~ 世界の現場を変革する ~

最先端技術を結集した受信機
Trimble R10 GNSS

スキャニングトータルステーション
Trimble SX10

拡張可能な Scalable 受信機
Trimble R8s GNSS

スキャニングトータルステーション
Trimble SX10 コントローラ

世界基準のサーボトータルステーション
Trimble Sシリーズ

Android GNSS 受信機コントローラ
Trimble SKY Controller

3D デジタル平板
GUIDER ZERO

Trimble

株式会社ニコン・トリンブル

www.nikon-trimble.co.jp

Total Support Center

株式会社
TSC

株式会社TSC
香川県高松市東山崎町 73-10
TEL 087-847-6448
FAX 087-847-6708
www.tsc-tp.com

親の会社名、ロゴ、製品名、その他の固有名詞は、各社の商標または登録商標です。

新

最短合格講座



内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

毎月1日
開講!
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ → DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)新・合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という2つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	平成29年度 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 民法・土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第五版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ(民法、土地家屋調査士、総論)(第五版)	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ(土地、建物、区分建物)(第五版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ(土地)(第二版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ(建物、区分建物)(第二版)	1冊
提出課題	問題編(択一5回/書式3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編(各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
	DVDまたはダウンロード(WMV)ファイル(約2時間30分/1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すずいす君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

本誌をご覧の方は、**特別減免学費**でお申込みできます。



学費(税込) **土地家屋調査士 新・最短合格講座**

基礎力養成編 / DVDタイプ
●一般学費 **218,000円**
●特別減免学費 **163,560円**

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ
●一般学費 **189,000円**
●特別減免学費 **141,960円**



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。



会報えひめ No.136

発行日 平成 30 年 1 月 1 日
発行人 山 本 明 宏
発行所 愛媛県土地家屋調査士会
松山市南江戸一丁目 4-14
TEL (089) 943-6769
FAX (089) 943-6779
印刷所 クボタ印刷株式会社
松山市福音寺町 579-6
TEL (089) 998-7771
